

## 見附市立南中学校いじめの防止等のための基本方針

はじめに

この見附市立南中学校におけるいじめの防止等のための基本方針(以下「学校基本方針」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律71号以下「法」という。)第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、どの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、本校の全ての生徒を対象とし、学校の教育活動全体を通じたいじめの未然防止の具体的な取組を推進するとともに、いじめの早期発見、即時対応に向けた具体的な対策について、学校全体で組織的かつ計画的・継続的に取り組む。また「いじめ類似行為」についてもいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応について同様に扱うこととする。

いじめ問題への取組の重要性について、保護者・地域へも認識を広め家庭、地域住民その他の関係者との連携のもと、いじめ防止等に係る取組を推進する。

### 2 「いじめ」及び「いじめ類似行為」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法 第2条より」

「いじめ類似行為」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。「新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条2項より」

※蓋然性(がいぜんせい)・・・確実性、必然性、可能性、見込み

### 3 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

本校に、いじめの防止等に関する対策をより実効的に行うための組織として、いじめ防止対策委員会を設置する。

当該組織は、本校におけるいじめ防止等に係る指導や支援の体制構築、対応方針の決定、保護者及び関係機関等との連携といった対応を組織的に実施するための中核をととしての役割を担う。

#### (1) 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター  
PTA会長、スクールカウンセラー、心の教室相談員、学校運営協議会長

#### (2) 役割内容

- ① 学校基本方針に基づく、未然防止などの取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正など
- ② いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録及び情報の共有
- ③ 児童生徒や保護者・地域への意識啓発と情報発信等
- ④ 教職員の資質向上、意識啓発等に向けた研修などの企画と実施
- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為等への相談、通報の窓口
- ⑥ 発見されたいじめやいじめの疑いがある事案への対応  
情報の迅速な共有、関係ある生徒への時事関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定、保護者、関係機関等との連携など。

## 4 重大事態への対応

### (1) 重大事態について

重大事態とは、以下のようなケースを想定している

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
(「相当の期間」については、年間30日を目安としているが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も含む。)
- ③ 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

### (2) 重大事態発生時の対応

- ① 学校は重大事態の発生を直ちに見附市教育委員会へ報告し、指導、助言を受ける。
- ② 調査主体となる見附市教育委員会に、必要な資料を提出するなど調査に協力する。
- ③ 学校は、事案の事実関係を明確にするための調査を行う。
  - ・ 組織による調査体制を整える。
  - ・ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ・ 調査結果を見附市教育委員会に報告し、指導、助言を受けながら必要な措置をとる。
  - ・ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

## 5 いじめ防止等のための具体的な取組および年間指導計画

### (1) いじめの未然防止のための取組

- ① 心の教育南中プランの実施
- ② 学び合う教室づくりによる授業改善
- ③ 地域貢献活動、フラワーロード作り、ボランティア活動
- ④ いじめ見逃しゼロスクール集会、生徒会・委員会の取組
- ⑤ コミュニティ・スクールによる熟議と協働の取組（地域表彰制度など）

### (2) 早期発見のための取組

- ① 生徒指導部会、運営委員会による情報交換
- ② 月1回の生活アンケートの実施とその対応確認
- ③ 教育相談の実施と充実
- ④ 生活ノート、学級日誌等の活用
- ⑤ 外部の相談、連絡窓口の周知
- ⑥ 日頃からの児童生徒の些細な変化、兆候への気付きと的確な関わり  
(校内研修等による、教職員の資質、力量の向上)
- ⑦ 保護者、地域からの情報の収集

### (3) いじめへの対処（即時対応）

- ① 生徒指導部会、運営委員会による初期対応の協議
- ② いじめ防止対策委員会による具体的な対応の策定
  - ・ いじめられている子どもの保護
  - ・ いじめをしている子どもへの指導
  - ・ いじめられている子どもの保護者への対応
  - ・ いじめをしている子どもの保護者への対応
  - ・ その他の生徒への対応
- ③ 市教委への報告、指導・支援による対応
- ④ 保護者、関係機関、専門機関と連携した対応

### (4) 保護者・地域との連携及び意識啓発等

- ① 保護者・地域との連携による取組
  - ・ PTA諸会合、CS会議、CS総会、後援会諸会合の実施
  - ・ 街頭指導、教育講演会の実施

- ・「四つ葉運動」の保護者への啓発と推進
- ② 保護者・地域への意識啓発の方法
  - ・学校たより、学年たより、学級たより、CS通信配布
  - ・道徳の授業公開
  - ・いじめ見逃しゼロスクール集会の保護者及び地域住民への公開
- (5) 関係機関等との連携
  - ① 小学校、特別支援学校との連携
    - ・南中学校区の校長会の開催
    - ・小中特支連携担当者会の開催
    - ・いじめ見逃しゼロスクール集会の合同開催
  - ② 市教委、青少年育成センター、中越教育事務所との連携
    - ・生活アンケートの報告と指導
    - ・シェイクハンド訪問による報告と指導
    - ・SSWの活用
  - ③ 地域組織との連携
    - ・地域貢献活動の実施（地域コミュニティ会長、嘱託員）
    - ・フラワーロード作り（笹原建設、板垣造園）
    - ・地域コミュニティ行事への生徒の参加
- (6) 年間指導計画 別紙「南中心の教育プラン」参照

## 6 取組の評価と学校基本方針の見直し及び修正

- (1) 「取組評価アンケート」等の実施
  - 学校評価を活用し年2回取組の評価と見直しを行う。
- (2) 学校基本方針の見直しと修正
  - 「取組評価アンケート」等の結果及び評価等に基づき、必要に応じて学校基本方針の見直しと修正を行う。